

よくあるご質問（FAQ）

1) APEC CBPR 認証制度について

Q : APEC CBPR 認証とはどのような制度ですか？

A : CBPR 認証は、企業が取り扱う越境個人データの保護に関して、APEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度です。事業者の個人情報保護水準を国際的に判断するための有効な仕組みであり、日本として CBPR システムに参加しており、官民連携して制度普及を進めています。

Q : APEC CBPR システムの参加国はどこですか？

A : "9 か国（米国、韓国、シンガポール、カナダ、メキシコ、オーストラリア、台湾、フィリピン、日本）になります。 <http://cbprs.org/documents/>"

Q : 日本が CBPR システムに参加したのはいつですか？

A : 日本は 2013 年に申請し、2014 年に正式参加しています。

<http://cbprs.org/wp-content/uploads/2021/02/JOP-Findings-Report-regarding-Japan%E2%80%99s-intent-to-participate-in-the-CBPR-system-25-April-2014.pdf>

Q : APEC CBPR 認証の主管官庁はどこですか？

A : 個人情報保護法の執行機関である個人情報保護委員会と、通商政策の主管官庁である経済産業省です。

Q : JIPDEC がアカウントビリティ・エージェント（AA）に認定されたのはいつですか？

A : 2016 年 1 月に日本初の AA として認定されました。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9900733/www.meti.go.jp/press/2015/01/20160125005/20160125005.html>

Q : JIPDEC が AA である理由は？

A : 当協会は、半世紀を超えて日本の情報化の一翼を担っており、プライバシーマーク事業やトラスト事業等を推進しています。データの流通・利活用に関する制度や政策の策定を行う組織として、個人情報保護におけるグローバル認証制度の審査機関の役割を担うことは、我々の重要な使命であると考えています。

Q : CBPR 認証を取得することのメリットは何ですか？

A : 主に 4 つのメリットを想定しています。

- ①CBPR システムに適合した越境データの取り扱いに関する、公に証明するグローバル認証シールの取得
- ②ステークホルダーに対して、越境データ移転の業務レベルを示すことによるデータトラストの訴求
- ③昨今増えている外国企業からの調達条件への適合や、個人情報保護を重視しているパートナー企業との取引拡大
- ④越境データ移転に関する苦情・相談について、アカウントビリティエージェントも対応

Q : どのような事業者が認証取得すべきですか？

A : グローバル事業において、個人情報を越境移転している企業がメインの対象事業者と考えております。

Q : プライバシーマークとの違いは何ですか？

A : プライバシーマーク認証は主に国内における個人情報の保護体制を認証する制度で、CBPR 認証は越境データ移転における取扱い業務をメインに評価する認証制度とすみ分けています。

2) CBPR 認証取得について

Q : CBPR 認証を取得するための条件はありますか？

A : APEC プライバシーフレームワークに適合するために、社内制度やルールを整備し、継続的に運用することが前提条件となります。

Q : CBPR 認証の取得にはどれぐらいの期間が必要ですか？

A : CBPR 認証の審査期間は3ヶ月程度です。

その前の準備期間として、申請までの期間は企業毎に異なると考えております。

Q : CBPR 認証審査で評価する内容はどのようなものですか？

A : CBPR 認証基準をご確認ください。

<https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr/application.html>

Q : CBPR 認証取得費用はどれぐらいかかりますか？

A : 越境個人データの種類や数量、個人情報を取り扱う業務の複雑さ、利用するシステム数、移転先の取引事業者の数や取引関係などを総合的に精査して決めているため、審査料は企業ごとに異なります。

申請をご検討しているタイミングでお問合せください。

Q : CBPR 認証の更新費用は？

A : 更新審査ではなく、毎年新規に認証審査を行います。

また毎回、審査費用を見積もることになります。

Q : CBPR ロゴの利用料は？

A : CBPR 認証ロゴの利用料は、毎年の認証管理料に含まれています。

— 以 上 —